

決算審査特別委員会所管部局について

令和 7 年 6 月 27 日

決算審査特別委員会の分科会及び所管部局については、次のとおり区分する。

分科会名 (定数)		所管部局等	
		※一部改正条例施行後	現行
一般会計及び特別会計	総務教育 分科会 (6)	政策統轄総局、令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、議会事務局、監査委員、人事委員会	令和の改新戦略本部、総務部、会計管理部、教育委員会、議会事務局、監査委員、人事委員会
	福祉生活 分科会 (7)	福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部	福祉保健部、子ども家庭部、生活環境部
	農林水産 商工 分科会 (7)	商工労働部、農林水産部、労働委員会	商工労働部、農林水産部、労働委員会
	地域県土 警察 分科会 (6)	輝く鳥取創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部、警察本部	輝く鳥取創造本部、危機管理部、地域社会振興部、県土整備部、警察本部
企業会計	公営企業 分科会 (6)	企業局、病院局、生活環境部（天神川流域下水道事業に関することに限る。）	企業局、病院局、生活環境部（天神川流域下水道事業に関することに限る。）

※一部改正条例施行後

鳥取県行政組織条例の一部を改正する条例が可決された後、施行された日以降をいう。